

教育・保育に係る提供区域の設定（案）について

1 教育・保育提供区域について

(1) 教育・保育提供区域

① 現計画との継続性を考慮し、現計画と同様の区域を設定する。

- ア 教育（1号認定） … 1区域
- イ 保育（2号及び3号認定） … 4区域

② その理由

- ア 身近な地域で教育・保育施設等を利用できることは、基盤整備を行っていく上で重要な観点である。その上で、利用者の置かれている立場も様々であり、必要なサービスを確実に提供するためには、現計画と同様4つの区域を設定する中で需要量を見込み、柔軟な基盤整備を行うことが妥当であると考えます。
- イ 細かな区域にピンポイントで整備することは、わかりやすく直接的な基盤整備と考えられるものの、必要な時期に必要な供給を確保できるとは限らない。そのため、現計画と同様4つの区域の中で需要に見合った供給を確保することで、結果として、利用者の選択できる施設・事業の幅が広がる。
- ウ 子育て安心プラン実施計画において、葛飾区では保育提供区域を現子ども・子育て支援事業計画と同様に4つの区域に設定し、令和2年度（2020年度）末の待機児童解消に向けて整備を進めている。第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画の保育提供区域を4つの区域から変更した場合には、子育て安心プラン実施計画で定めた保育提供区域ごとの計画値との整合性がとれなくなり、齟齬が生じる可能性がある。

(2) 設定の根拠（子ども・子育て支援法第61条）

事業計画策定にあたって、区市町村は、区域を設定した上で、当該区域ごとの量の見込み（＝需要）と確保方策（＝供給）を定めるものとされている。

※子ども・子育て支援法第61条（抜粋）

第61条

市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げ

る小学校就学前子どもに係るものに限る。) その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

(3) 設定の目的

地理的条件や社会的条件(河川、鉄道、道路など)、施設整備状況などを総合的に勘案し、本区の教育・保育・子育て支援サービスの提供基盤を向上・充実させていくため、必要なサービスを必要な時期に適切に提供していくことを目的として区域の設定を行っている。

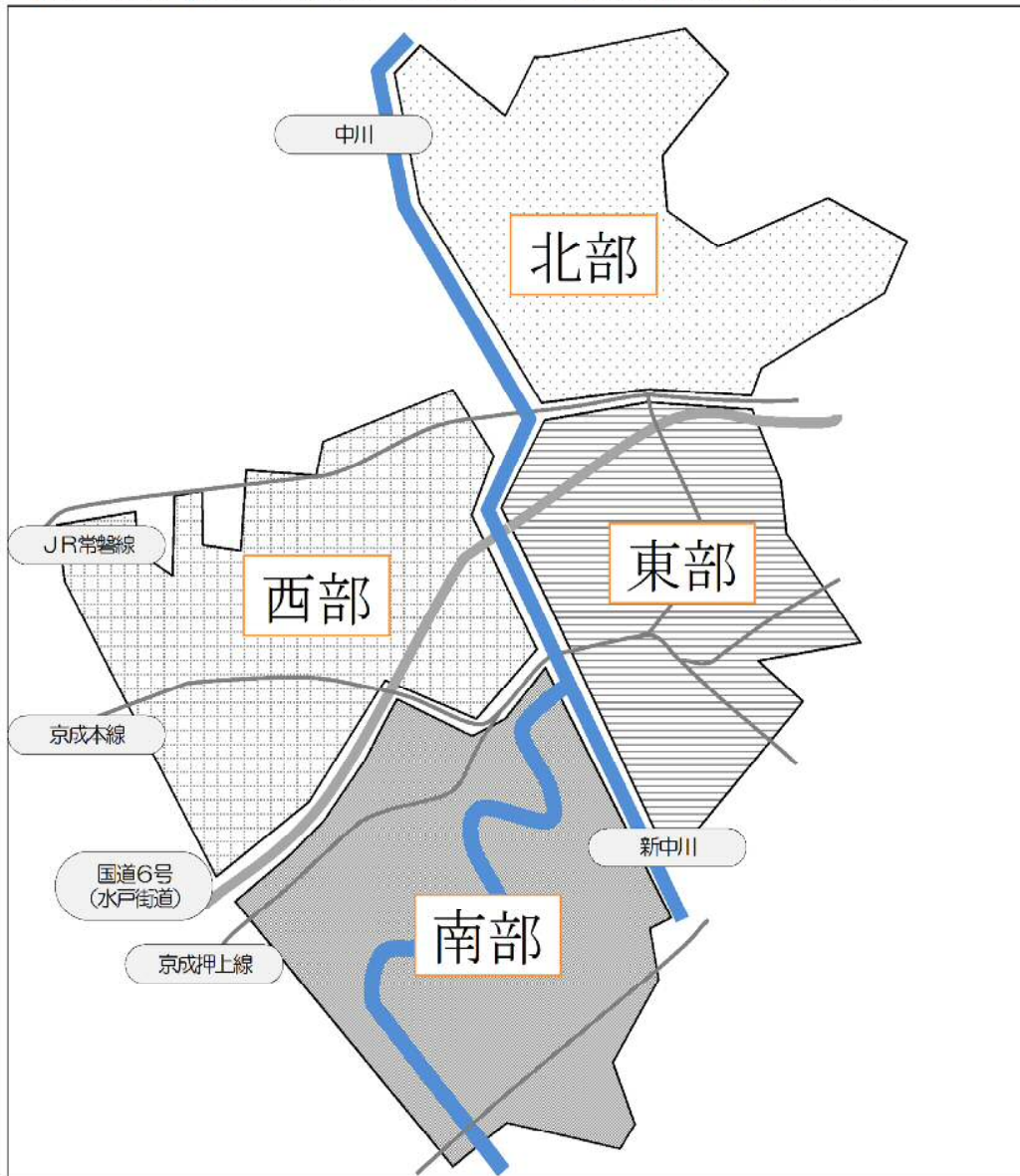
(4) 設定による効果

区域設定が持つ基盤整備上の効果は、主に次に掲げる事項となるが、設定の前提として、区域を越えた利用ができないなど、実際の施設・事業等の利用にあたっての制限が生じることはない。

- ① 区域を設定することにより、各区域内の需要と供給を考慮した施設・事業の認可・認定の判断基準となる。
- ② 区域内で供給が不足している場合は、各施設・事業の認可権者は原則認可等を行わなければならないとされている。
- ③ 区域内で供給が過多となっている場合は、認可等をしないことができる、いわゆる需給調整を行うことが可能である旨が定められている。

【参考】区域図

【教育・保育提供区域（1号認定及び地域子ども・子育て支援事業は葛飾区全域）】



教育・保育提供区域	該当地域
東部地域	奥戸9丁目/鎌倉1~4丁目/金町1~6丁目/高砂2~8丁目/ 細田1・3~5丁目/柴又1~7丁目/新宿1~5丁目
西部地域	お花茶屋1~3丁目/亀有1~5丁目/四つ木3~5丁目/ 小菅1~4丁目/西亀有1~4丁目/青戸3~8丁目/東堀切1~3丁目/ 白鳥1~4丁目/宝町1・2丁目/堀切1~8丁目
南部地域	奥戸1~8丁目/高砂1丁目/細田2丁目/四つ木1・2丁目/ 新小岩1~4丁目/西新小岩1~5丁目/青戸1・2丁目/ 東四つ木1~4丁目/東新小岩1~8丁目/東立石1~4丁目/ 立石1~8丁目
北部地域	新宿6丁目/水元1~5丁目/西水元1~6丁目/東金町1~8丁目/ 東水元1~6丁目/南水元1~4丁目